

令和5年度 建築物石綿含有建材調査者講習(一般)  
修了考査筆記試験問題

建設業災害防止協会滋賀県支部

◎合格基準

- (1) 修了考査の採点は、受講者が受講した各科目の配点の合計をもって満点とする。
- (2) 合格は、受験した各科目の得点が各科目の配点の40パーセント以上であって、かつ、受験した科目の得点の合計が、受験した科目の配点の合計点の60パーセント以上である場合とする。
- (3) 前項の合格基準に合致しない者及び不正行為を行った者は、不合格とする。

# 建築物石綿含有建材調査者講習（一般）

## 修了考查問題（全科目） E

—お願い—

1. 修了考查問題用紙、解答用紙に必ず氏名と受付番号を記入して下さい。
2. 終わり次第、試験問題用紙、解答用紙と一緒に提出して下さい。

受付番号		氏名	
------	--	----	--

建設業労働災害防止協会滋賀県支部

<b>建築物石綿含有建材調査者講習(一般)</b>	問題	区分
	4択(E)	全科目

※この用紙は、問題のみです。答えは解答用紙に記入して下さい。

<b>科目1:建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1 (配点:10点)</b>
---

1. 「建築物石綿含有建材調査」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 事前調査及び分析の結果の記録等は、調査を終了した日から、3年間保存しなければならない。
- ロ. 建築物石綿含有建材調査には、「改修の事前調査」、「解体の事前調査」、「維持管理のための建築物調査」の3種類がある。
- ハ. 石綿障害予防規則に基づく調査で対象とする建材は、レベル1、2、3、石綿含有仕上塗材に該当する全ての建材であり、調査者は工事対象部分のすべてを調査し、すべての種類の建材の石綿の含有の有無を確認する必要がある。
- ニ. 書面調査、目視調査を踏まえて、石綿含有の疑いがある建材が存在しなかった場合は、建物調査報告書の作成を省略することが出来る。

2. 「石綿の定義、種類、特性」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 厚生労働省通達では、石綿を「繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、セピオライト、クリソタイル、クロソドライト及びトレモライト」と定義している。
- ロ. 石綿の特性として、引張りに強く、摩擦・摩耗にも強い点がある。
- ハ. 石綿とは、自然界に存在する硫酸塩鉱物のうち繊維状を呈している物質の全ての総称である。
- ニ. 石綿の特性として、電気を通しにくい、細菌・湿気に弱い点がある。

3. 「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 石綿関連呼吸器疾患として、石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚などがある。
- ロ. 石綿累積ばく露量(石綿濃度×石綿ばく露期間)と、石綿関連疾患の発症には相関がある。
- ハ. 石綿ばく露と喫煙が重なると、肺がん発症リスクは相乗的に高くなることが知られている。
- ニ. 中皮腫とは、腹膜のみに発生する悪性腫瘍をいう。

4. 「建築物と石綿関連疾患、気中石綿濃度、健康影響評価」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 吹付け石綿が使用されている建築物では、物理的な接触により石綿の飛散が発生する。例えば、天井面へボールや棒を当てる場合は12～18f/L、ほうきでこする場合は2,100f/Lとなり、100倍以上ほど石綿繊維の気中濃度の差がある結果が報告されている。
- ロ. 中皮腫の死亡率は石綿ばく露量に比例し、肺がんの死亡率は石綿ばく露量だけでなく経過年数の影響が大きい。
- ハ. 日本において「吹付け石綿のある部屋・建物・倉庫等での作業(建設業以外)」に分類された石綿関連疾患の発症事例は、100名を超えていて、疾患としては、石綿肺が最も多い。
- ニ. 複数の建物を調査する場合に、国土交通省が定めた建築物の石綿含有建材調査の優先度では、高齢者が長く滞在する建築物は優先順位が最も高い。

**科目2:建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2(配点:10点)**

5. 「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 解体等工事の元請業者又は自主施工者が行う事前調査結果は、工事期間中保管していれば、掲示は不要である。
- ロ. 建築基準法(第12条)における定期報告の対象となる建築物の場合、吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールの使用の有無、使用されている場合の措置の状況についても報告事項となっている。
- ハ. 大気汚染防止法では、石綿含有仕上塗材は特定建築材料に該当しない。
- ニ. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)では、建築物等の分別解体等のための調査が義務づけられているが、自治体の条例では調査義務が課せられていない。

6. 「リスク・コミュニケーション」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 石綿繊維の飛散に起因する健康障害のリスクは、石綿含有建材の除去作業などを行う作業者にとどまらず、石綿が使用されている建物の一般的な利用者にも影響を及ぼす。
- ロ. リスク管理の6つのプロセスのうち「評価」の方法は、環境と健康のモニタリング、疫学調査、費用便益分析、関係者との議論などがある。
- ハ. リスク管理の6つのプロセスのうち「実施」において、リスク対策で重要な役割を果たす関係者を、意思決定過程に関与させることは重要ではない。
- ニ. 日本国内において、石綿の飛散防止に関して周辺住民等とのリスク・コミュニケーションが図られ、工事が円滑に進むことを期待し、環境省から「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスク・コミュニケーションガイドライン」が2017(平成29)年に公表されている。

7. 「石綿含有建材調査者」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 石綿含有建材調査者は、建築物の調査によって建築物の所有者や占有者などの個人的、経営的情報に触れることになるが、調査活動を通じて得た情報について、状況によってはこうした情報を提供してもよい。
- ロ. 解体・改修工事の施工者や建築物の所有者などは、石綿含有建材調査者又は石綿作業主任者の実施した調査結果に基づいて、工事の施工方法を決定したり、使用中の石綿含有建材に対する対策を講じる。
- ハ. 石綿含有建材調査者には、石綿分析技術に関する知識も必要である。
- ニ. 調査においては、自らの石綿ばく露だけに注意することが必要である。

8. 「事前調査の具体的手順の例」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 事前調査とは、工事前に石綿含有の有無を調査することをいう。調査は石綿含有無しの証明を行うことを目的とし、その証明ができない場合は分析調査を行うか、「石綿なし」とみなすことが基本となる。
- ロ. 目視調査において、書面調査結果と照合した結果、差異がある場合は、現場の状況を優先する。
- ハ. 書面調査で石綿の含有・無含有の判定ができない場合は、目視調査で必ず試料採取・分析を行い、判定しなければならない。
- ニ. 目視調査で「石綿含有」とみなして判定した建材については、報告書にその旨を記載する必要はない。

### 科目3:石綿含有建材の建築図面調査(配点:35点)

9. 「建築一般」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 建築基準法において「壁(構造上重要ではない間仕切壁を除く)」は、建築物の主要構造部である。
- ロ. 建築基準法において「柱(造上重要ではない間柱、附け柱を除く)」は、建築物の主要構造部である。
- ハ. 建築基準法において「屋根(構造上重要ではないひさしを除く)」は、建築物の主要構造部である。
- ニ. 建築基準法において、劇場、映画館または演芸場の用途に供するもので、主階が2階にないものは耐火建築物としなければならない。

10. 「建築一般」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 建築基準法において、「1時間耐火」よりも「2時間耐火」の方が、より高い耐火性能を示すことになる。
- ロ. 建築基準法において、建築物の最上階及び最上階から数えた階数が「2以上で4以内の階」における「柱」の要求耐火性能は、「3時間」である。
- ハ. 建築基準法において、建築物の「階段」の要求耐火性能は、「30分間」である。
- ニ. 建築基準法において、建築物の最上階から数えた階数が「15以上の階」における「梁」の要求耐火性能は、「3時間」である。

11. 「建築設備」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 建築基準法で定義する建築設備のうち、防火設備に「スプリンクラー」は含まれる。
- ロ. 建築基準法で定義する建築設備のうち、昇降機に「エレベーター」は含まれない。
- ハ. ペリメータカウンターには、空調設備が設置されていることが多く、配管の石綿含有保温材やファンコイルユニットの吸音のために吹付け石綿などが施工されている。
- ニ. 給排水設備では、ボイラー本体の断熱や配管エルボの保温に石綿が使われており、また、ボイラー室の壁や天井に吹付け石綿が使われていた。

12. 「石綿含有建材」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 石綿含有吹付けロックウールの石綿無含有化に際し、乾式工法の代替として湿式工法が開発され、現在では湿式工法により石綿が含有されていない吹付けロックウールが施工されている。
- ロ. スラブと外壁の間の層間部やカーテンウォールのファスナー部、ブレースなどの箇所に石綿繊維を結合剤と練り合わせたものを塗り付けていることがあり、厳密にはレベル1に該当せず、飛散性は無い。
- ハ. レベル1の石綿含有建材は施工方法や材料によって6種類に分類されるが、そのうち石綿含有吹き付けロックウールの施工方法は、乾式吹き付け、半乾式吹き付け、湿式吹き付けの3つの工法がある。
- ニ. 石綿含有吹き付けロックウール(湿式)は比重が小さく柔らかいので、吸音(遮音ではない)を目的とした吹き付け石綿に使用されていると推測できる。

13. 「石綿含有建材」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 石綿含有吹付けパーミキュライトが使用された目的は、吸音、断熱、結露防止、化粧仕上げであり、代表的な製品名は「アロック」「ダンコートF」である。
- ロ. 石綿含有建材の最終製造年以降は、石綿無含有に全面的に切り替わっているため石綿無含有建材と判断してよい。
- ハ. 吹付けパーミキュライトには、吹付け石綿と同様に剥落を防止するため繋ぎ材として添加されているケースはあるが、不純物として石綿を含有するケース(天然鉱物由来の石綿)はない。
- ニ. 人工軽量骨材であるパーミキュライトは、一般的にはパーミキュライト(雲母状を呈している含水けい酸塩鉱物)を高温(800～1,200℃)で焼成し、膨張(5～20倍)させたものであり、白銀色～黄金色で、比重は0.08～0.4である。

14. 「石綿含有建材」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 保温材に使用された石綿含有製品には、「石綿含有けいそう土保温材」、「パーライト保温材」、「石綿含有けい酸カルシウム保温材」がある。
- ロ. 石綿を含有している保温材は、1920年代から建築物、構造物、船舶などに多く使用されており、高温や低温の液体用の配管用鋼管、タンク、タービン、焼却炉の外周部などの保温、断熱、防露を目的として使用されていた。
- ハ. 石綿を含有している断熱材には、煙突用石綿断熱材と屋根用折板石綿断熱材があり、煙突用石綿断熱材は、円筒型のみである。
- ニ. けい酸カルシウム板には第一種と第二種があり、第一種はレベル3の建材で、厚さは6・8・12mmなどと薄いため、けい酸カルシウム板第二種と見分けることができる。

15. 「石綿含有建材」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. レベル3の石綿含有建材が使われているのは、事業用の建築物だけである。
- ロ. 調査対象建築物の施工時期がわかってもレベル3の石綿含有建材を推定することはできない。
- ハ. レベル3とされている石綿含有建材の特徴は、種類や品数がレベル1、2よりも非常に少ない。
- ニ. 建築物の石綿含有建材調査は、施工時期とそれぞれの材料の製造時期を把握し、比較することが大切である。

16. 「石綿含有建材」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 石綿セメント管は、主に煙突や臭気抜きに使用された。
- ロ. 石綿含有住宅屋根化粧スレートは、製品厚さが薄く、踏み割れしやすいことから、野地板は平滑な合板を使用し、隙間なく張り詰める方法が多い。
- ハ. せっこうボードのうち、昭和45年から昭和61年に製造された製品の一部に、石綿を含有するものがある。
- ニ. 石綿含有シール材は、建築物では、主に配管やダクトの継ぎ目に使用されており、建築物以外でも工作物の配管や機械(オイル漏れ防止)などに使用された。

17. 「書面調査の実施要領」に関するイ～二の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 書面調査における情報の入手については、図面や図面以外の情報もできる限り入手し、所有者へのヒアリングなどを行う。
- ロ. 目視調査は、既存の情報からできる限りの情報を得るとともに、書面調査の計画を立てるために行う。
- ハ. 書面調査は、目視調査の効率性を高めるだけでなく、調査対象建築物を理解することにより、石綿建材の把握漏れ防止につながるものであるから省略すべきでない。
- 二. 石綿調査の第1段階は、設計図書等の調査(書面調査)から始まる。

18. 「図面の種類と読み方」に関するイ～二の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 建築物を建設するにあたり、担当官庁(建築指導課・消防署など)に建築物を建てる許可を得るために「総合仮設計画申請書」や各申請書類などを提出する。この時の図面を総合仮設計画図と言う。
- ロ. 竣工図は、竣工時に設計図書(建築確認図を含む)を修正し、竣工書類の一つとして引き渡す図面なので、テナント工事の未記入、修正ミス、記入漏れはほとんど無く、現場との整合が取れている。
- ハ. 施工図の内容は詳細事項が多いため、解説量が豊富で専門知識がなくても理解できる。
- 二. 建築図面において、石綿含有建材の情報は、建築物概要書や特記仕様書、外部仕上表、内部仕上表、平面図、断面図、矩計図、天井伏図などにある。

19. 「図面の種類と読み方」に関するイ～二の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 電気・衛生設備図面からは、空調ダクトフランジの石綿含有ガスケット、排水の石綿セメント管、防火区画貫通部処理などの情報は得られない。
- ロ. 配管電線類などが床貫通や区画貫通する場合、BCJ評定の工法が採用されていることがあり、これらの材料の中には石綿が含まれることもあり、それぞれのメーカーなどへのヒアリングも必要となる。
- ハ. 内部仕上表からは、特記仕様書の内装工事に記載されていた建材の使用箇所の詳細データが入手できない。
- 二. 矩計図や矩計詳細図には、断面詳細が記載されており、建築物の納まりや寸法などを読み取ることが可能であるが、天井の裏側や梁と外壁との関係は読み取ることができない。

20. 「図面の種類と読み方」に関するイ～二の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 建築図面などを借用する場合、複製であれば、使用後は返却しなくてもよい。
- ロ. 建築図書などの借用時には必ず借用書を作成し、返却の際は図面・書類を借用書に基づき返却を確認する。
- ハ. 調査に当たる際は、建築確認図などの借用について、建築物所有者など関係者の許可が必要である。
- 二. 建築図面などの借用時には、その使用目的と不要な部分の閲覧・複製をしない旨の説明が必要である。

21. 「石綿含有建材情報の入手方法」に関するイ～二の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿(アスベスト)含有建材データベース」は、公表されて以降、無断改変による混乱を避けるため更新されていない。
- ロ. 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿(アスベスト)含有建材データベース」は、メーカーが過去に製造した石綿含有建材の種類、名称、製造期間、石綿の種類・含有率等の情報が検索できる。
- ハ. 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿(アスベスト)含有建材データベース」は更新されている場合があるので、活用した場合は、調査結果に使用・確認した年月日を記載しておく。
- 二. 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿(アスベスト)含有建材データベース」で検索した建材(商品)がないことを以て、石綿無しの証明にはならない。

22. 「書面調査結果の整理」に関するイ～二の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 書面調査結果の整理は、「1.建物物所有者から借用した設計図書をリストアップし」、「2.動線計画を立てる」という2点を主な作業として行っていく。
- ロ. 網羅的調査(目視調査の準備)とは、解体や改修を行う部位の「一部の建材」について、竣工図書等と現地の部屋の建材を比較確認することである。
- ハ. 使用された建材や試料採取を行う建材の整理に用いる様式は、石綿障害予防規則で定められた様式を使用しなければならない。
- 二. 建築図面が全くない場合は、目視調査に記録用紙を持参し、各階を目視の上、各階の概略平面図を作成する。

**科目4:目視調査の実際と留意点** (配点:35点)

23. 「目視調査の流れ」に関するイ～二の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 大気汚染防止法では、調査結果は発注者に書面で報告することが義務付けられている。
- ロ. 改修や解体工事のための事前調査では、解体・改修等を行う全ての建材が対象であり、内装や下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分についても調査が必要である。
- ハ. 石綿含有建材調査者は、改修や解体工事のための事前調査や建築物などの適正な維持管理のための建築物調査を担うこととなるが、調査の手法や装備などは調査の目的によって異なる。
- 二. 目視調査では、発注者のさまざまな制約条件があるので、事前に計画を立てても無駄になることが多いため、石綿含有建材調査者のその場その場での判断により実施するのが最も効率的である。

24. 「事前準備」に関するイ～二の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 調査対象の現場が高所の時には、墜落制止用器具を着用する。
- ロ. 調査対象の現場が狭隘である場合には、「手鏡」、「暗視カメラ」、また現場が暗所である場合には「投光器」などが必要となるが、調査対象の現場の状況は行ってみないとわからないので、事前に準備する必要はない。
- ハ. 試料採取時に使用する呼吸用保護具は、半面形体をもつ取替え式防じんマスク(RS3又はRL3)と同等以上の性能を有するものとする。
- 二. 調査時の装備について、第三者に伝えるという点に関しては、例えば「点検」、「調査」、「巡視」などと表示された腕章を装着することや、名札を首から掛けるなどが考えられる。



25. 「目視調査の実施要領」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 目視調査に臨む基本姿勢として、現地での事前調査はできるだけ多くに石綿含有建材調査者で行い、できるだけ短い時間で終わるようにする。
- ロ. 採取した試料の採取用密閉容器(チャック付きポリ袋)などに記載することになっている必要事項は、後からまとめて記載するのが効率的な調査方法である。
- ハ. 定礎は、調査対象の建築物の竣工時期、建築主、施工業者等の事項が刻印されているので、建築時期が分かることで石綿含有建材の製造時期等に関連する重要な要素の一つとして参考にすることができる。
- ニ. 目視調査に臨む基本姿勢として、現場はさまざまな状況があり、動線計画を事前に立てても無駄になることが多く、効率的ではない。

26. 「目視調査の実施要領」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 令和3年4月以降において、事前調査では、書面調査が十分に行うことができれば、必ずしも、目視調査は行わなくてもよい。
- ロ. 石綿含有建材調査者自身及び雇用する事業者に対しては、事前調査は除去等の作業とは異なり、安全衛生上のリスクがないので、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則などの規制対象外である。
- ハ. 「目視」による調査とは、単に外観を見ることだけではなく、分析によらずに確認できる石綿有無の判断根拠についても調査を行うことである。
- ニ. レベル3の石綿含有建材は、内装制限(不燃材料等)が要求されている箇所に使用もされており、法令以外の用途(意匠や吸音、防水性能等)では使用されていない。

27. 「目視調査の実施要領」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

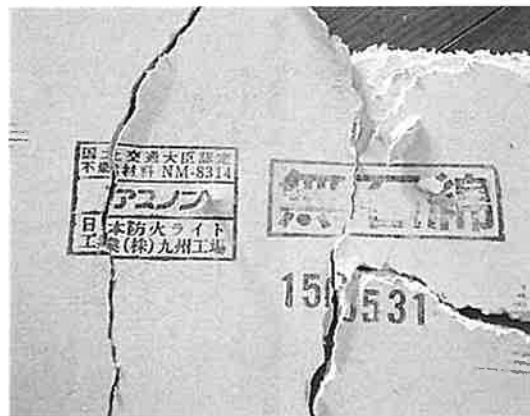
- イ. 目視調査まで行っても石綿の有無が不明な場合、分析を行わないで石綿含有と「みなす」ことも認められている。
- ロ. 試料採取の注意事項として、採取する際には室内を閉め切り、石綿含有建材調査者のばく露を防止するため、換気扇を稼働させる。
- ハ. 安全措置が確保ができていないような箇所では、決して無理をしない。何よりも安全が第一であり、試料採取に危険を伴う場合は調査報告書に採取不能であった理由を記載すればよい。
- ニ. 防じんマスクのフィルターは、調査対象建築物ごとに新しいものを取り替える。

28. 「目視調査の実施要領」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 目視調査を行う中で、点検口や器具の開口部もなく、部分的に解体しなければ調査できないような場所が見つかった場合は、調査を割愛し、調査報告書への記載も必要としない。
- ロ. 天井点検口の材料は、天井使用材と異なる可能性はない。
- ハ. 改修工事において、部屋全体を貼り替えた場合は、他の部屋に比べ、天井軽鉄下地や吊りボルトの色や形が他の部屋と違う場合があるが、このような場合の天井ボードの試料採取は「古い方の材料」からだけでよい。
- ニ. 調査において、同種の建材が繰り返し使われていても、そのことのみを以って同一建材であるかどうかの確認は省略できない。

29. 写真の建材の裏面から得られる情報イ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 国土交通大臣認定不燃材料 NM-8314は、メーカー名を調べる手がかりとなる。
- ロ. 無石綿と表示されているので、現在の法律においても、「石綿は含有していない」と判断できる。
- ハ. アスノンという製品名は、メーカー名を調べる手がかりとなる。
- ニ. アスノンという製品名から、建材の一般名を調べる手がかりとなる。



30. 「試料採取」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 採取しようとする材料に別の材料が接着している場合は、試料採取時に接着している材料を剥離しておく。
- ロ. 採取時における他の試料の混入を防止するため、採取箇所ごとに採取用具は洗浄するが、手袋は一日の作業終了時に洗浄して1週間程度は使い続ける。
- ハ. 吹付け材は、現場において、吹付け材料を対象物に吹付けて完成するが、完成したものは材料組成が「均一」である。
- ニ. 試料採取にあたって、HEPAフィルタ付き真空掃除機、養生シートはどのような場合であっても使用しないため、準備する必要はない。

31. 「試料採取」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 吹付け材の場合は、最終仕上げ工程で、「セメントスラリー」を表層に散布する場合や表面化粧する場合があることにも留意する。
- ロ. 吹付け材の試料採取は、該当吹付け材施工表層から下地まで必ず貫通しての試料の採取を前提に行う。
- ハ. 石綿除去工事が完了し、塗装されたケースにおいて、分電盤の裏に吹付け石綿が取り残されていることは無いので、試料採取時には、注意する必要はない。
- ニ. 耐火被覆材には、「耐火被覆板又はけい酸カルシウム板第二種」、「耐火塗り材」がある。

32. 「試料採取」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 設計図書や特記仕様書は仕上塗材の「一般名」が記載されていることが多く、実際に使用されている「製品名」を特定することは難しいので、分析により判定する。
- ロ. 厚付け仕上塗材(スタッコ仕上げなど)は、「上塗材がある場合」と「上塗材がない場合」がある。
- ハ. 採取した試料を分析機関に提出する際は、試料採取者と整理する者を分け、分業して実施するほうが効率がよい。
- ニ. 建築用仕上塗材の試料採取は、施工部位の3箇所以上から1箇所当たり容量10立方センチメートル程度を目安に試料を採取する。

33. 「目視調査の記録方法」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

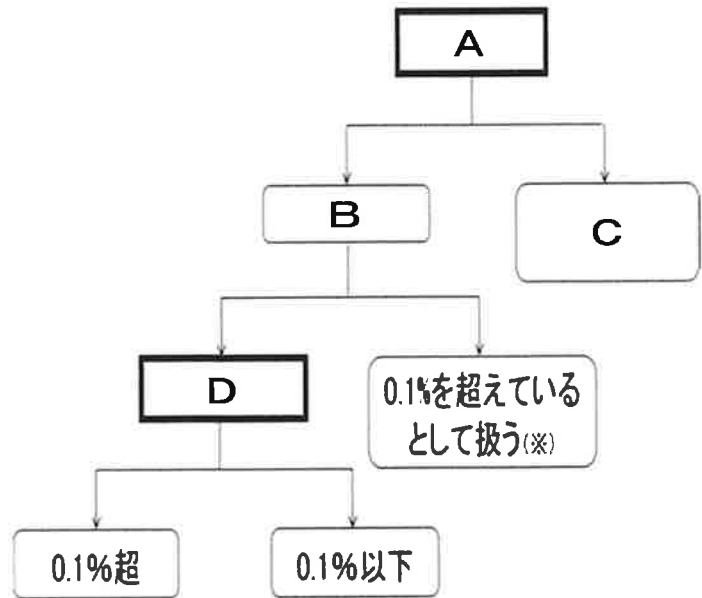
- イ. 調査の記録について、調査する部屋が多いときは、調査をスムーズに終わらせるため、全部屋の調査を終了してから調査メモを作成する。
- ロ. 撮影に際しての留意事項として、対象物は広角撮影と近接撮影(アップ)を行う。
- ハ. 石綿含有建材の判定は、「劣化」または「劣化なし(劣化が見られない)」という2局化した分類のみであり、その中間に該当する抽象的な判定を行わない。
- ニ. 石綿含有建材調査者は、維持管理の注意事項を調査報告書に記載する際に、「年に数回程度の入室者」「将来の改修工事の作業者」に対して、粉じんばく露の可能性のあることを伝える必要はない。

34. 「建材の石綿分析」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 石綿分析の流れは、まず定量分析を行い、石綿含有率を調査した後、定性分析で石綿の種類を確定させる。
- ロ. 「定性分析で石綿あり」と判定された場合において、定量分析を行わずに、石綿が0.1%を超えているとして扱うことはできない。
- ハ. 石綿等の使用の有無を分析により調査するとは、「石綿等がその重量の0.5%を超えて含有するか否か」について分析を行うものである。
- ニ. 事前調査に係る採取試料中の石綿分析方法としては、石綿含有の有無と種類についての「定性分析方法」と、石綿がどの程度含まれているかを分析する「定量分析方法」がある。

35. 下図は、石綿含有分析の流れ(概要)である。選択肢イ、ロ、ハ、ニは、表中の空欄A、B、C、Dに該当する用語を示したものである。組合せとして正しいものを選びなさい。

- イ. A) 定量分析  
B) 含有あり  
C) 0.1%を超えているとして扱う  
D) 定性分析
- ロ. A) 定性分析  
B) 含有あり  
C) 0.1%以下(不検出)  
D) 定量分析
- ハ. A) 定性分析  
B) 含有あり  
C) 含有なし  
D) 定量分析
- ニ. A) 定量分析  
B) 含有あり  
C) 0.1%以下(不検出)  
D) 定性分析



36. 「調査票の下書きと分析結果チェック」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 石綿含有建材調査者は、建築物所有者に調査結果の説明をする場合には、「1.石綿含有の有無」、「2.含有していた場合のリスク」、「3.今後の維持管理の方法」の3点を簡潔に説明する必要がある。
  - ロ. 部屋別の目視調査個票と、部屋別の写真は別々に取り纏める。
  - ハ. 分析結果のチェックにおいて、分析機関側での試料取り違えの可能性はないかを確認する。
- 二. 試料を分析機関に送付後、部屋別の目視調査個票を下書き程度でもよいので、調査日からあまり時間を経ずに、忘れないうちに部屋別に整理しておくことが望ましい。

### 科目5:建築物石綿含有建材調査報告書の作成(配点:10点)

37. 「目視調査総括票の記入」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 今回調査の概要欄における調査者氏名は、本調査を主体的に行った者の氏名及び登録番号を記載し、補助した者の名前の併記は不要とする。
  - ロ. 今回調査箇所欄は、調査対象建材があった部屋だけの記載ではなく、調査できなかった部屋も含め、全部屋について記載する。
  - ハ. 今回調査できなかった箇所欄において、部屋への立ち入りができず検体採取ができなかった、機械類を撤去した後でなければ試料採取ができない、その他、構造上・立地条件等の問題で試料採取が不可能な箇所については、詳細を調査報告書に記載しなくてはならない。
- 二. 建築物の概要欄における建築物所在地は、「地番・家屋番号」を記入する。

38. 「目視調査個票の記入」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 部屋ごとの記入における材料名は、材料の形態を統一された一般名称で記載する。この場合、略称や通称でもよい。
  - ロ. 同じような部屋を次々と調査するような場合には、効率よく調査を行う必要があるため、調査対象部屋内でメモ書きなどをすることは避け、調査完了後速やかに部屋ごとの調査結果をまとめておく。
  - ハ. 外観の記入では、定礎があれば、その刻印された内容についてメモをとるが、写真を撮るまでの必要はない。
- 二. 写真集の作成にあたっては、石綿含有建材調査者以外に補助員を用意し、撮影させることで、様々な構図や異なる視点が得られる。

39. 「調査報告書の作成」に関するイ～ニの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- イ. 試料を分析機関に送付したら、記憶が薄れないうちに目視調査個票を作成する。下書き程度でもよいから、調査当日に整理しておく。
  - ロ. 分析機関から、結果速報や石綿分析結果報告書を入手した結果、調査者の目視結果と結果報告が乖離していたり、あり得ない結果であった場合は、分析機関の判定を採用することが重要である。
  - ハ. 石綿含有建材の事前調査結果は、石綿含有の有無にかかわらず、その結果を記録しなければならない。
- 二. 調査報告書には、劣化状況や専門業者への情報提供の方法など、調査結果から得られるアドバイスなど石綿含有建材調査者のコメントを記載する。

40. 「所有者等への報告」に関するイ～ニの記述のうち、正しいものを選びなさい。

- イ. 建築物の所有者等は、建築物の解体・改修を行う場合は、施工者に調査報告書を開示し、適切に解体・改修が行われるよう協力しなければならない。
- ロ. 報告に当たっては、建築物における石綿の健康影響に関する基礎知識、リスクコミュニケーションの知識とその実施に関する技術などを踏まえ、建築物の所有者等の利益を優先してアドバイスすることが重要である。
- ハ. 建築物等の所有者は、石綿飛散防止対策に責務を有していることから、解体・改修工事や石綿の除去までは記録を保存するが、その後は廃棄してもかまわない。
- ニ. 建築物の所有者等へ調査報告書には、目視調査総括票、石綿分析結果報告書、その他添付資料が含まれるが、目視調査個票は省略することができる。